

広島市規則第6号

令和8年3月11日

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の
一部を改正する規則

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則（昭和47年広島市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、同条第18号中「第56条第7項及び第8項」を「第56条第6項及び第7項」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「（平成24年法律第65号）」を削り、「第30条の3」の右に「及び第30条の13」を加え、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第10条の4第1項の規定による徴収金

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第18号中「第56条第7項及び第8項」を「第56条第6項及び第7項」に改める改正規定は、公布の日から施行する。